

国立大学法人東京外国語大学中期計画

(平成 18 年 3 月 31 日 文部科学大臣変更認可)

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

学部教育の成果に関する具体的目標の設定

◇1年から4年までを通じて行われる教養教育を通して、世界諸地域の人々との相互理解、交流、交渉、協働のために必要な能力を涵養する。特に以下の知識と能力を身につけさせ、同時に、専門とする地域・分野について問題関心を養い、学習に対するモティベーションを高める。

- ・言語科目（専攻語科目、副専攻語科目、研究言語科目）を通して、高度な言語運用能力
- ・情報リテラシー科目を通して、コンピュータとインターネットを駆使した多言語による情報の収集・処理能力、および発信能力
- ・総合科目を通して、現代世界が直面する諸問題についての広く深い知識、日本語と日本文化に関する十分な知識
- ・専修基礎科目を通して、人文・社会諸科学の基礎知識
- ・地域基礎科目を通して、グローバルな視点と、異文化についての深い知識と理解力
- ・日本課程や特化コースにおいて留学・インターンシップ等の現場での体験を取り入れた授業科目を開設する。

◇後期課程（3、4年次）における専門教育においては、前期課程（1、2年次）で修得した言語能力の基礎の上に、学生の問題関心に合わせ、①言語・情報、②総合文化、③地域・国際の3つの専門分野での専門知識を身につけさせる。また少人数教育で行う演習及び卒論演習等を通して、自ら課題を設定し問題の解明に主体的に取り組む能力を育てる。

◇高度専門職業人養成のために、本学の個性を生かし、国際協力、国際コミュニケーション、日本語教育、英語教育、言語情報工学の分野での特化コースにおいて実践的能力を身につけさせる。

◇外国人留学生に対しては、日本語と日本文化に関する知識を習得させる。

◇日本人学生と外国人留学生が教室、国際交流会館、大学会館、スポーツ関連施設等における多文化間交流の環境の中で学習し生活をともにする中で、国際性とグローバルな視点を身につけさせる。

大学院課程における専門教育の成果に関する具体的目標の設定

◇大学院生全体について特に以下の能力を向上させる。

- ・高度な言語運用能力にいっそう磨きをかける。
- ・異文化に対する豊かな感受性、幅広い視野、世界諸地域の言語、文化、社会についての専門知識を身につけさせる。

◇専門研究者を志望する院生に対しては、高い専門性、現地語資料の操作能力、幅広い視野、新しい研究テーマを発見し未開拓の分野を切り開く能力を身につけさせる。

◇高度専門職業人を志望する院生に対しては、国際協力、通訳・翻訳、日本語教育、ＩＴ産業等

の分野において必要な実践的知識を身につけさせる。

留学生教育、日本語教育、日本語教員養成教育の成果に関する具体的目標の設定

- ◇文部科学省が世界各国から招致する国費外国人留学生のうち、日本全国の大学学部・大学院に入学予定の学部留学生・研究留学生に対して1年間ないし6ヶ月間の予備教育を行い、日本の大学・大学院での勉学・研究に必要な日本語と学力を身につけさせる。
- ◇全学日本語プログラム（学士課程所属以外の留学生を対象とする）を充実させ、各人の必要に応じた日本語能力を身につけさせる。
- ◇REX事前研修プログラム及び教員研修留学生専門教育プログラムを通し、国際理解教育に貢献できる日本語教員を養成する。

卒業後の進路等に関する具体的目標の設定

<学部>

- ◇異なる言語と文化的背景を持った人々や集団間の交流・交渉・協働が必要な分野で活躍する人材を社会に送り出す。
- ◇国際協力、国際コミュニケーション、英語教育、日本語教育、言語情報工学などの諸分野における高度専門職業人を目指す学生を大学院課程に送り出す。
- ◇言語・文学研究、言語教育研究、文化研究、地域研究、国際関係論などの分野で専門研究者をめざす学生を大学院課程に送り出す。

<大学院>

- ◇大学院博士前期課程においては、先端的な専門研究者をめざす人材を博士後期課程に送り出すとともに、国際協力に関する分野をはじめとするさまざまな分野に専門家、高度専門職業人を送り出す。
- ◇大学院博士後期課程においては、現地語資料の操作能力や豊かな臨地体験、広い視野をもった世界的水準の先端的な専門研究者や専門家を養成し、内外の大学・研究機関や国際機関等に送り出す。

教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

<学部>

- ◇成績評価の基準を確立して厳格な成績評価を行い検証する。
- ◇学生の履修状況、単位取得・進級状況を点検する。
- ◇特に言語能力については、外部の諸検定試験によって外部評価を受けさせる。
- ◇学生の卒業後の進路等を点検する。
- ◇新入生および卒業生を対象にしたアンケート調査を実施し、学部教育に関する学生の満足度等を点検する。

<大学院>

- ◇単位取得や修学・研究の進捗状況を点検する。
- ◇修了後の進路を点検する。
- ◇入学定員に対する学位取得の比率や、学位取得までにかかる平均在学年数を検証する。

<留日センター>

◇センター課程修了学生に対して追跡調査を実施する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

◇留学生の受け入れを積極的に図るために、英語版のホームページを充実し、必要な情報を留学生に対して提供する。

<学部>

◇オープンキャンパスの開催、体験授業の実施、インターネットの活用など多様な広報活動を通じて、本学の教育目標、教育課程、教育方法、入学試験等に関する適切な情報を広く提供する。

◇思考の基盤となる言語能力（日本語能力と英語等の外国語の能力）、数理的基礎知識、歴史と社会に関する基礎知識を持った学生を選抜するためにセンター試験を最大限に活用する。

◇本学の教育目的に適った能力と資質を持った学生を受け入れるために、入試科目・入試問題・入試方法等について改善を加える。とくに、言語能力と適性を計ることができるよう外国語科目の内容および配点等に改良を加え、さらには、日本を含めた国際社会全般に関する基礎知識を備えた学生を受け入れるために、世界史を受験科目として課す。

◇帰国子女特別選抜、3年次編入学試験、一般編入学試験、科目等履修生入学者選抜等により、多様な背景を持った有能な学生の受け入れを図る。

◇日本課程の外国人留学生入学者選抜や、私費外国人留学生特別選抜等により、世界各地からの優れた留学生の受け入れを図る。

<大学院>

◇大学院案内の作成、インターネットの活用などの広報活動を通じて、本大学院の教育目標、教育内容等に関する情報を広く提供する。

◇優れた能力と意欲をもった学生を受け入れるため、博士前期課程・専攻・コース、博士後期課程のそれぞれにおいて、複数試験官によるきめこまかな面接を実施する。

◇各課程・専攻・コースにおける教育理念・内容に相応しい入学試験を実施する。

◇学部特化コースとの連携をはかり、学内卒業者の博士前期課程高度専門職業人専攻への受け入れを積極的にはかる。

◇社会人の受け入れを積極的に行うために、選抜にあたって受験生のキャリアや勉学意欲を重視する。

◇留学生の受け入れを積極的に行うために、選抜にあたっては受験生の勉学意欲を重視し、高度専門職業人専攻ではとくに受験生のキャリアを考慮する。

教育理念等に応じた教育課程を編成・整備するための具体的方策

◇学部、大学院において、社会状況や学問状況のダイナミックな変化に対応して柔軟にカリキュラムを組み替えることができる体制を整備する。

◇学部・大学院において、国際教育プログラム（ISEPTUFS）や平和構築・紛争予防プログラム等を通して、日本人学生、外国人留学生を対象に、英語による授業を充実・拡大する。

- ◇多様なレベルの留学生および外国人研究者を対象とし、学習者の必要性や日本語習熟度に応じた日本語教育の一貫したコースを設置する。
- ◇学部・大学院において、留学、海外研修を効果的に取り入れた教育課程を編成する。
- ◇学部・大学院において、他大学との単位互換制度の拡大・整備を図る。
- ◇学部・大学院において、学内外における研修・インターンシップなどに対する単位認定制度を整備する。

<学部>

- ◇高度の言語運用能力を身につけるための言語科目、世界諸地域の文化と地域に関して学ぶ地域科目、多言語処理の方法を学ぶ情報リテラシー科目、現代世界が直面する諸問題について考える教養科目、言語・文化・社会を読み解くためのディシプリン科目など、言語教育、教養教育、専門教育を有機的に結びつけた教育課程を編成する。
- ◇学部運営会議の下に、教育情報化推進室・モジュール制推進室・副専攻語科目推進室・総合科目推進室・専修科目推進室・特化コース推進室等を配置して、教育課程の充実化・効率化を図る。
- ◇言語教育に関しては、少数定員の専攻語教育へのモジュール制導入や、大人数定員の専攻語教育の少人数クラス化などを図りながら、4年間を通じての言語運用能力向上を保証するカリキュラム編成をめざす。
- ◇教養教育の要となる総合科目の授業編成に関して毎年再点検し、時代状況や学問状況の変化に即応させる。また、世界の人々との交流・相互理解にとって不可欠である日本語や日本の歴史・文化・社会に関する知識を身につけるための総合科目を配置する。
- ◇言語・情報コース、総合文化コース、地域・国際コースの3コースにおける専門教育に関しては、それぞれのコース運営に責任を持つ3講座（言語・情報講座、総合文化講座、地域・国際講座）が、1年次の導入から4年次の卒業論文・卒業研究にいたるカリキュラムの編成・運営を実施する。
- ◇2004（平成16）年度から、高度専門職業人を養成するために、国際協力・国際コミュニケーション・日本語教育・英語教育・言語情報工学の5特化コースを開設する。本コースでは、4年次に大学院専修コースの授業科目の先取り履修（10～12単位）を認め、大学院専修コースにおいて進学後1年間での修士号取得を可能とする。

<大学院>

- ◇博士前期課程において、大学院課程における専門教育の成果に関する具体的目標を達成するために現行の7専攻を改編して4専攻（言語文化専攻、言語応用専攻、地域研究専攻、国際協力専攻一いすれも仮称）とする。
 - ・言語文化専攻と地域研究専攻では、先端的専門研究者、ならびに言語運用能力と異文化理解を不可欠とする諸分野で活躍する専門家を育成するためのカリキュラムを整備する。
 - ・言語応用専攻は高度専門職養成系と位置づけ、通訳・翻訳、日本語教育、英語教育、言語情報工学の4コースを設けて、それぞれのカリキュラムを整備する。
 - ・国際協力専攻は高度専門職養成系と位置づけ、国際協力、平和構築・紛争予防（英語による授業）の2コースを設けて、それぞれのカリキュラムを整備する。
- ◇2つの21世紀COEプログラムを活用して、大学院教育の中に位置づける。

- ◇全国共同利用研究所であるA A研の特性を生かした、先端的な研究者養成のための5年一貫の大学院課程設置を検討する。
- ◇博士後期課程において、平和構築・紛争予防講座を中心にして実践的性格の博士学位の授与を可能とするカリキュラムと指導体制を整備する。
- ◇多摩地区国立大学や中央大学、東京都立大学、国際基督教大学の大学院との間で、及び社会学分野において、すでに行われている単位互換制度の拡充と発展をめざすとともに、東京工業大学、東京医科歯科大学、一橋大学との間で結ばれている四大学連合憲章に基づく大学院レベルの複合領域コースの拡充をめざす。

<留日センター>

- ◇留学生に対する予備教育においては、留学生の多様性に配慮した教育を行いつつ、教育課程を整備し、受入定員の増加に対応する。
- ◇全学日本語プログラムを立ち上げ、コーディネートする。
- ◇学部総合科目、学部特化コース等への協力を行う。
- ◇学部の国際的な教育プログラム（ISEPTUFS等）の運営・推進を担う。
- ◇大学院地域文化研究科日本語教育専修コースの整備拡充に協力する。

授業形態、学習指導法等の改善に関する具体的方策

- ◇FD委員会が主体となって、教育方法の改善に取り組む。
- ◇授業科目概要に、授業の目標・内容・到達目標・成績評価基準を明示する。
- ◇学部、大学院において教員のホームページを充実させ、授業に関する詳細な情報や教材等の提供等を促進する。
- ◇本学の充実した情報基盤を活用して教育情報化を推進し、学生の言語運用能力、情報収集能力、発信能力を向上させる。
- ◇情報基盤を活用して収集した情報等を駆使した発表形式の授業を立てて、学生の授業への積極的参加と主体的な学習を促進する。

<学部>

- ◇特化コースや「26言語情報リテラシー教育」等の授業において、情報基盤を最大限に活用して講義と演習を有機的に組み合わせ、知識と技能の双方の習得を図る。
- ◇海外での短期留学・研修や、国内の諸機関・企業等における実地研修等を履修単位の一部に組み込むことによって、学生のモティベーションを高める。

<大学院>

- ◇博士前期課程、後期課程ともに課程修了論文執筆にかかる指導体制を充実させ、論文執筆計画にもとづき複数教員による学生指導を行う。
- ◇大学院生の留学機会拡大に努め、臨地体験を持つよう奨励する。
- ◇研究プロジェクトにPD、大学院生等を積極的に参加させ、研究を通じて教育する。
- ◇現地調査への若手研究者の参加を容易にするため、単位取得制度の調整を進める。
- ◇学内外における研修、インターンシップを整備する。
- ◇大学院生に対して「研究活動を通じての教育」を行う。

◇大学院教育の一環として教育補助制度を位置づけ、TA制度を活用して教授経験を積ませる。

<留日センター>

- ◇学習者の文化的背景や日本語学習経験に配慮した少人数クラスを基本に、技能別、習熟度別、専門別等のクラス編成も取り入れ、きめ細かな教育を行う。
- ◇学習者の主体的活動を中心とした授業をも取り入れる。
- ◇IT機器を活用し、学生が自律的に学習できる環境を整備する。

適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

<学部>

- ◇授業科目概要の成績評価欄に、各授業の成績評価の方法・基準を明示し、それに基づいて厳正かつ客観的な評価を行う。
- ◇成績評価のあり方を検討するワーキング・グループを立ち上げて、評価方法・基準の改善に取り組む。
- ◇優秀なレポートや論文等を表彰し、ウェブ上で公開する。また論集にまとめて公刊することを検討する。

<大学院>

- ◇高度専門職業人養成を目指す専攻・コースにおいては、試験やレポートなどの通常の評価方法以外に実習や社会貢献活動を評価するシステムを作る。
- ◇修士および博士の学位授与基準を明確に設定する。とりわけ高度専門職業人養成のための専攻・コースにおいては修士修了研究をもって学位を授与するので、その基準を明確に規定する。

<留日センター>

- ◇授業の到達目標を明確にするとともに、評価方法を学生に明示する。
- ◇記号等による評点評価だけでなく、学生の到達度をより具体的なことばで記述し、評価する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

適切な教職員の配置等に関する具体的方策

- ◇教員の採用にあたっては、研究業績のみならず教育実績や教育に対する姿勢を考慮に入る。
- ◇言語教育、教養教育、専門教育、実践的な職業人教育のすべてにおいて本学の教育目標に沿った科目編成が実現できるよう、適切な教員の配置を行う。
- ◇学部、大学院、留日センターのカリキュラムの充実を図るために、部局の壁を越えて教員の協力体制を構築する。
- ◇全学的な支援体制の下に、教育支援者を適切に配置する。

教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

- ◇同時通訳ブース、情報機器、AV設備など、言語や地域に関する教育に必要な設備や機器を整備し、音声・動画などの教材提示装置を備えた電子化教室を増やす。
- ◇学生の学習に必要なデジタル資料・情報を提供するネットワーク環境の整備を進める。
- ◇附属図書館は、多言語図書館として、電子図書館的機能や研究・学習図書館的機能の面での整

備・充実を図る。

- ◇情報環境の安定した維持・運営、情報環境を活用した教育・研究活動支援の充実のため、情報処理センターの総合化をはかる。
- ◇教材・資料の効率的な蓄積・発信のために、図書館、視聴覚教育センター、情報処理センターなどの連携をいっそう強める。
- ◇学内に導入される多様なハードウェア・ソフトウェアの利用促進と効率的な保守・管理の体制を構築する。
- ◇授業の情報化のための支援やコンテンツ作成の補助等にあたる教育情報化支援室を立ち上げ、情報基盤を利用した授業開発支援体制を確立する。
- ◇実態調査を踏まえつつ、学生の自主学習のための情報環境を整備する。

教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

- ◇組織の教育活動に関する点検・評価の項目一覧表とデータ・フォーマットを作成し、これに基づく点検・評価を行う。
- ◇教員の教育活動に関する自己点検・評価活動を行い、報告書を作成する。
- ◇学生による授業評価を授業の質の改善に有効に活用するための組織を設置する。
- ◇大学院自己点検・評価委員会が、教員による学位論文執筆指導の状況を点検・評価する。

教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

- ◇COEプログラム等の成果を取り入れながら、言語教育、日本語教育のための多種多様な教材を開発する。
- ◇21世紀における新しい教養教育のあり方を検討し、その成果を教科書・教材の開発や教育活動に生かしていく。
- ◇FD活動を組織的に推進する体制を全学的に整備し、学生による授業アンケート、外部機関を含めた教員間の経験交流や研究会等を通じて、経験の共有化と、授業方法・試験方法・評価方法等の改善、教育指導技術の向上を図る。

大学間の連携、学内共同教育に関する具体的方策

- ◇四大学連合で実施している学部レベルならびに大学院レベルの複合領域コース等の拡充をめざす。
- ◇多摩地区国立五大学間単位互換制度の充実を図る。
- ◇都立大学・中央大学との連携や、近隣の大学との単位互換をはじめとする連携を推進する。
- ◇学内共同教育については、学部教育、大学院教育、留学生教育のさらなる充実のために、AA研、留日センター、附属図書館、情報処理センター、保健管理センターによる全学的な協力を図る。

学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項

＜留日センター＞

- ◇国の留学生施策に基づく留学生予備教育を行いつつ、学内においては、全学の日本語プログラムや国際的な教育プログラムを実施する。

- ◇学部予備教育は日本語教育と専門教科教育から構成される。初期には日本語の授業の比重を大きくし、段階的に専門科目を取り入れる教育体制をとる。
- ◇30数カ国から来ている予備教育課程の学部留学生は、母語だけでなく文化や習慣も多様である。このような多様な背景を持つ留学生に1年間で学部への進学を可能にする力をつけるために、全寮制のもと、少人数クラスで集中教育を行う。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

- ◇オフィスアワー等を活用した学生への学習助言・支援体制を充実させる。
- ◇ウェブやメールを活用した学習相談、助言、支援体制を充実させる。

生活相談等に関する具体的方策

- ◇役員会直属の学生・就職支援室を設置し、学生に対する多面的な支援を有効に行うための企画立案と執行にあたる。
- ◇学生相談室については、学習会等を通じて相談員の質的向上を図ることで相談体制を充実させる。
- ◇「セクシュアル・ハラスメント防止等に関する委員会」を整備して、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントなどさまざまな形態のハラスメントを防止する環境づくりに取り組む。

課外活動支援に関する具体的方策

- ◇学生委員会を中心に、課外活動のあり方を検討するとともに、学園祭実行委員会やサークル団体等と定期的に会合を持つなど相談と支援の体制を強化する。

保健支援に関する具体的方策

- ◇心身両面の保健支援を達成するために、保健管理センターを中心として、ヘルスプロモーション、プライマリケア、保健教育の多面的展開を図る。

就職支援に関する具体的方策

- ◇学生・就職支援室に担当教員を配置し、就職支援を強化する。
- ◇進路に関する情報提供を充実させる。
- ◇進路に関する学生の意識を高めるため、キャリア・ディベロップメント関連のセミナー等を整備する。

経済的支援に関する具体的方策

- ◇奨学金情報を充実させる。
- ◇学生に対する経済支援のための本学独自の奨学金制度等の実現に向けて検討する。

社会人に対する配慮

- ◇社会人が働きながら修学できるように、電子メール等を活用して丁寧な個別指導を行う。

留学生に対する配慮

- ◇留学生に対するチューター制を有効に活用して、教育面、生活面でのきめ細かな支援を充実させる。
- ◇留学生向けの相談体制を整備する。
- ◇学外組織と連携しながら留学生を支援する活動を組織する。
- ◇留学生の課外活動を支援する。
- ◇留学生向けの独自の奨学金制度を整備する。
- ◇留学生を対象とした図書を整備・充実させる。

身体障害者等に対する配慮

- ◇身体に不自由のある学生に対し、学生・就職支援室を中心に、本学での勉学に必要な学習支援機器の導入をはじめとする生活面での機動的かつ柔軟な支援体制を整える。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

目指すべき研究の方向性

- ◇世界諸地域の言語、文化、社会に関する学際的かつ先端的な研究活動を推進する。
- ◇アジア・アフリカの言語文化に関する国際的な研究拠点として、国際的な広がりと水準をもつた共同研究プロジェクトを推進する。
- ◇現在進行中の下記の大規模研究プロジェクトを継続して推進すると共に、それらを継承・発展させる新たな研究プロジェクトの企画・立案を進める。
- ◇21世紀COEプログラムの二つの拠点事業終了後、「地球社会先端教育研究センター」(仮称)を設立して、両拠点の活動を全学的に継承、展開していく。

大学として重点的に取り組む領域

- ◇現在進行中の以下の大規模研究プロジェクトに継続的に取り組む。
 - ・アジア書字コーパスに基づく文字情報学の創成（特別推進研究）
 - ・資源の分配と共有に関する人類学的統合領域の構築－象徴系と生態系の連関をとおして－（特定領域研究）
 - ・言語運用を基盤とする言語情報学拠点（21世紀COEプログラム）
 - ・史資料ハブ地域文化研究拠点（21世紀COEプログラム）
- ◇以下の領域における研究に重点的に取り組む。
 - ・アジア・アフリカを中心とした言語態、地域生成、文化の伝承と形成に関する基礎研究
 - ・アジア・アフリカを中心とする情報資源科学
 - ・世界諸言語の記述的、理論的研究と言語情報科学研究
 - ・世界諸地域の表象文化と文化史に関する研究
 - ・グローバル化と地域特性・文化変容に関する研究
 - ・平和構築・紛争予防に関する研究
 - ・先端的な言語教育の開発研究

研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

- ◇自己評価体制を整備し、プロジェクトならびに個人の研究成果の検証を行うとともに、国内外の外部の視点を導入した評価によって研究水準の維持・向上を図る。
- ◇教員ならびに大学院生に対して、国内外のレフェリーフォーマットの学術雑誌等への投稿や学術出版への参加、国際学会・研究集会での発表等を奨励し、受諾・掲載実績から研究の水準を検証する。

成果の共同利用ならびに公開に関する具体的方策

- ◇研究活動の成果を、学術書や、国際的に定評のある学術雑誌に論文として公表する。
- ◇研究活動を通じて蓄積された知的資産や学術情報、収集された史資料、データベース等を可能な限りインターネットを通じて公開する。
- ◇国際シンポジウム等研究集会を開催し、研究の成果を学内外の研究者と共有する。
- ◇AA研を中心として研究成果の情報資源化を今後も推進する。
- ◇AA研を中心に、海外学術調査に関するノリッジベースを構築し、今後の研究戦略の策定に寄与する。

成果の社会への還元に関する具体的方策

- ◇世界諸地域の言語・文化・社会に関する公開講座、公開シンポジウム、言語研修、講演会、展示会等を実施する。
- ◇学習機会の少ないアジア・アフリカ諸語の言語研修を実施し、研究者の養成に貢献するとともに、これら諸地域に関心を持つ市民の要請にも応える。
- ◇世界諸言語の辞典、文法書、テキスト、データベース等を編纂・公開し、社会の必要に応える。
- ◇国際協力、外交、行政、教育関係の諸機関及び民間企業・団体等と連携し、世界の言語、文化、社会に関する研究成果の応用をはかる。
- ◇収集した世界諸地域の資料等を展示・公開する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- ◇研究プロジェクトの実施に際しては、必要に応じて部局間の協力体制を築く。
- ◇研究計画の遂行に適した優れた研究業績のある研究者を採用する。
- ◇プロジェクト研究推進のため外国人客員研究員等を効果的に招聘、配置する。
- ◇研究プロジェクトに専念する任期付きポストの導入を図る。
- ◇共同研究プロジェクトの必要に応じ、他研究機関との研究者の流動化を図り、そのための出向等の制度を整備する。
- ◇研究業務、とりわけ全国共同利用に関わる事務体制を整備するとともに、研究支援者を適切に配置して、研究活動の効率化を図る。

研究資金の配分システムに関する具体的方策

- ◇全学的な資金配分に関しては、役員会ならびに大学運営会議が計画を立てて実施する。
- ◇役員会ならびに大学運営会議は、基礎的研究に対して研究資金の配分を行う。
- ◇個人や小規模グループが企画する研究計画は、各研究者が獲得した競争的資金によって実施することを基本とする。
- ◇全学ならびに各部局において、重点的研究を推進するために重点的な資金配分を行う。

研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

- ◇役員会直属の施設マネジメント室が、研究に必要な施設・設備の活用・整備にあたる。
- ◇学内にプロジェクト・スペースを設け、外部資金を獲得したプロジェクトや大学の重点研究プロジェクトに対して一定期間の使用を認める。
- ◇全学の協力の下に、学外からの共同研究者等に研究スペースを提供する。
- ◇国際的な研究拠点としての役割を維持・強化するために、学内の研究施設・設備、とりわけ共同利用に関わる施設・設備の有効活用を図る。

知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

- ◇知的財産の創出、取得、管理、活用のために、役員会直属の知的財産戦略室を設置する。
- ◇本学の特色ある研究成果を知的財産化する。

研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

- ◇各部局における基幹的な研究、グループによる共同研究、個人研究等に関して、独自の評価基準を設け、定期的に自己評価を実施し、報告書を作成する。
- ◇A A研に関しては、学会関係者、外部有識者からなる運営諮問委員会を置き、研究活動の方針、研究の質の向上及び改善の方針に関する提言を得る。
- ◇A A研の共同研究及び研修に関しては外部委員を交えた専門委員会を設け、研究所の研究活動計画を審査すると共に、その成果を検証する。

全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策

- ◇A A研における全国共同利用機能を強化し、大学の枠を超えた研究実施体制の整備に取り組む。同時に、国内外の研究者のための研究活動拠点、ネットワークのハブとしての役割を強化する。
- ◇情報資源利用研究センターを適切な時期に改組・拡大して情報資源戦略センター（I S C、仮称）を設置し、研究資源構築ならびにその共同利用に向けて国内外の研究者との連携体制を強化する。
- ◇フィールドサイエンス研究企画センター（F S C）を設置し、海外学術調査総括班の活動をさらに強化して学術情報の収集・発信を行い、地域関連諸研究機関のネットワークの拠点構築をめざす。
- ◇関連研究機関とともに形成する「地域研究コンソーシアム」等を通じて、他機関との連携・協力関係を強化し、大学の枠を超えた共同研究体制の強化を目指す。
- ◇2件の21世紀C O E、ならびに学内施設である3研究所（語学研究所、総合文化研究所、海外事情研究所）を基盤として「地球社会先端教育センター」（仮称）を全学組織として設立し、学内外の共同研究を推進発展させる。

学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項

<学部>

- ◇学部の言語教育を通じて蓄積された知見を言語情報学（21世紀C O Eプログラム）の言語教材開発へフィードバックさせる。

<大学院>

- ◇ 2つの21世紀COEプログラムと研究科全体の研究活動との連動を強める。
- ◇ 学内3研究所及びAA研の研究活動・プロジェクトとの連動を強める。
- ◇ 研究に関して、大学院を中心に部局の枠を越えて横断的な体制を組織する。
- ◇ 研究実施体制整備の観点から、4つの大学院専任教員所属講座（国際文化講座、国際協力講座、平和構築・紛争予防講座、対照言文情報講座）の見直しについて検討する。
- ◇ 3つの連携講座（日本銀行金融研究所、国際協力機構海外研修所、日本貿易振興機構アジア経済研究所）との研究連携を深める。

<留日センター>

- ◇ 学内の他部局及び国内外の他機関との連携・協力関係を強化する。
- ◇ 留学生教育の実践に根ざした教材開発研究や教授法研究を行い、教育現場に還元できるように発信していく。

3 その他の目標を達成するための措置

（1）社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

- ◇ 役員会直属の「知的財産戦略室」と「大学開放・広報室」を中心として、社会との連携・協力を組織的に推進する。
- ◇ 役員会直属の「国際交流室」を設置し、教育研究面での国際交流・協力を組織的に推進する。
- ◇ 教育研究面での社会との連携・協力のために本郷サテライトを活用する。

地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

- ◇ 大学の授業を市民に開放し、生涯学習に寄与する「市民聴講生制度」を開設する。
- ◇ 世界諸地域の言語・文化・社会についての公開講座、公開シンポジウム、言語研修、講演会、展示会等を実施する。
- ◇ 情報ネットワーク等を利用して、研究面において本学が保有する人的リソースや研究内容に関する情報を広く社会に公開し、社会の専門的な助言や講演等の要請に応える。
- ◇ 附属図書館は、すでに実績のある東京四大学・多摩地区五大学での交流をもとに、さらに広く自治体などを含めた相互協力・連携をすすめる。
- ◇ 附属図書館は、国立情報学研究所や他大学・研究機関と行っている多言語処理可能な目録・検索システムの開発などをとおして、教育および研究面における社会貢献を図る。
- ◇ 国際理解、国際交流を推進するために、講演会等の開催、地域社会と外国人留学生の交流、高校等の国際理解教育への協力を推進する。

産学官連携の推進に関する具体的方策

- ◇ 官公庁、地方公共団体、公益法人、公的研究機関、企業等と連携して、共同研究、受託研究、調査・研究協力等を行う。
- ◇ 研究目的の奨学寄付金の受け入れを推進するため、寄附手続きの合理化を進める。
- ◇ 学生の実践的な能力を育てるとともに、研究者間の研究交流を進めるために、外部の研究機関等との連携講座を充実する。
- ◇ 東欧やアジア等の多様な言語の通訳派遣等に協力する。

- ◇各種審議会や委員会への委員・評価員としての参加、学協会への役員参加を積極的に行う。
- ◇官公庁・民間団体等が主催する講習会、言語研修、国際問題や地域文化についてのセミナー等の講師を務める。

地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策

- ◇EU Institute in Japan コンソーシアムなどを通じて近隣の公私立大学等との連携を拡充する。
- ◇英語教育、国際理解教育への助言や体験授業の開催等を通じて高大連携を推進する。

留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

- ◇地域的バランスを考慮しつつ海外研究機関との教育研究交流協定を拡大充実して、研究者の交流、学生・留学生の交流をいっそう活性化する。
- ◇客員研究員を招聘して共同研究を推進するとともに、大学院生を含む本学の研究者を海外協定研究機関やリエゾンオフィスに派遣して、現地調査、資料調査等を遂行させる。
- ◇広く外国人留学生を受け入れる。とりわけ交流協定校を対象とした国際教育プログラム（ISEPTUFS）を充実させる。
- ◇海外の教育機関に関する情報提供を行うとともに、本学学生の海外留学・研修を推進する。
- ◇国際学術会議や国際シンポジウムを活性化していく。
- ◇在日外国諸機関・団体等との連携・協力を強める。

教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

- ◇英語特別プログラムを通じて平和構築・紛争予防に寄与する人材を育成する。
- ◇アジア・アフリカ諸地域、諸言語に関する研修等を実施し、国際協力に携わる人材育成に寄与する。
- ◇アフガニスタン等において、国際協力団体との連携等を通じて国際協力事業に寄与する。
- ◇NGO等との教育研究上の交流・連携に努める。
- ◇国外の教育機関への日本語教員派遣事業（REX）のための教員研修を行う。
- ◇国外の教育機関の日本語教育を支援する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するために取るべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

- ◇学長のリーダーシップの下に役員会が全学の効果的、機動的な運営に責任を負う。
- ◇役員会の機能を強化するために、特定任務を担う学長特別補佐をおく。
- ◇学長のリーダーシップと部局の自律的な運営を有機的、機動的に結合するために、役員と各部局の代表からなる大学運営会議を設置する。
- ◇役員会直属の室を整備し、大学運営に関わる企画の立案と執行を主導する。
- ◇全学委員会の役割を見直し、効果的・機動的な運営が可能になるよう再編する。

全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

- ◇経営協議会、大学運営会議の審議を踏まえ、役員会が大学の経営戦略を策定する。

- ◇大学運営会議は、本学の教育研究実施体制上の特性に配慮しつつ、経営戦略の策定に参画する。
- ◇経営協議会には、本学の特性に基づいて国際的な視野から大学経営に寄与しうる人材を登用する。

部局長等を中心とした機動的・戦略的な部局等運営に関する具体的方策

- ◇副部局長を設置するなど、部局長を中心とした執行部体制を強化する。
- ◇教授会の議題を整理し、効率的運営をはかる。
- ◇各種委員会の役割を検討し、機動的・戦略的な運営が可能になるように再編する。

＜学部＞

- ◇学部運営会議を設置し、学部の人事・予算・企画立案等に関する実質的な審議を行う。
- ◇講座会議、課程・系列会議においては、密度の高い議論を通じて、学部運営上の事項に関する情報の共有化と共通理解を図る。
- ◇教授会の報告事項等は、可能な限り事前にネットワーク等を利用して構成員に周知を図り、教授会における審議の実質化・効率化を図る。

教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

- ◇事務局長が学長特別補佐として全学的な運営に参画する。
- ◇理事・学長特別補佐が統括し企画の立案と執行を主導的する室において、教員と事務職員の連携・協働を推進する。
- ◇事務職員に関しては、高い能力をもった専門職集団として大学運営を積極的に担っていけるよう、各種の研修を実施する。

全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

- ◇学長のリーダーシップの下に、役員会が、教育研究の戦略的目標に基づいて人件費を含む資源配分の方針を決定する。
- ◇この方針に基づき、学長が主宰する大学運営会議が、全学的な観点から資源（人員、予算、施設）配分の原案を作成する。

学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策

- ◇学外理事ならびに経営協議会学外委員の登用にあたっては、本学の教育研究目的に相応しく国際的な視野と異文化に対する理解を持ち、大学の経営や運営に関する経験・知識を有する人材を登用する。

内部監査機能の充実に関する具体的方策

- ◇事務局内部に内部監査組織を設置し、監査機能の充実に努める。

国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

- ◇財政面や人事面をはじめ入試、海外の大学との交流事業等で協力し合理的、効率的な業務運営を図るために、新国立大学協会、および従来から存在するさまざまな地域ブロックにおける連携を図る。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

- ◇学長のリーダーシップの下で全学的な立場から常に教育研究組織のあり方を見直し、必要に応じて改革案を提言する役員会直属の「教育改革・研究推進室」を置く。
- ◇それぞれの部局における教育研究組織を現場から見直し、教育改革・研究推進室に提言していく体制を整備する。

教育研究組織の見直しの方向性

- ◇学内教育研究活動を活性化するため、外国語学部、大学院、AA研、留日センターの教育研究上の連携を推進する。
- ◇学部においては、学生からの要望や教育研究上の観点から、講座、課程・系列及び履修コースのあり方について再検討を図る。
- ◇大学院においては、先端的専門研究者、高度教養人、実践的高度専門職業人の三類型の人材養成に見合った組織に再編整理する。
- ◇AA研においては、機動的かつ柔軟な研究組織の実現のため、現行の部門・センターを再編する。
- ◇留日センターにおいては、多様なプログラム及びプロジェクトに対応できる柔軟な教育研究体制を実現するため、組織の再編整備を行う。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

- ◇教員ならびに事務職員の人事評価システムを見直し整備する。特に教員の評価に関しては、部局長が中心となり、部局の性格に応じて設けられたそれぞれの評価基準に基づいて人事評価を行う。
- ◇適切な人事評価が人の配置、昇格、昇給、手当等に反映され、活力ある大学運営が展開されるようにする。

柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

- ◇年功序列型人事の弊害の除去に努め、能力本位の昇進制度を構築する。
- ◇教育研究のプログラムや人件費の管理を考慮に入れて中長期的な人事計画を策定する。

任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

- ◇採用人事に際しては公募を原則とする。
- ◇教育研究の必要性に応じて、連携・出向などを通じた人事の流動化を図る。
- ◇現行の任期付きポストのあり方を見直し整備するとともに、職務の内容に応じて新たな任期制ポストを創設する。

外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策

- ◇教員採用にあたっては、国籍、性別による差別を行わない。
- ◇外国人・女性教員については今後も積極的な採用に努める。

事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

- ◇性別にかかわらず能力に応じて職員を採用する。
- ◇共通試験による人事採用の他に、高度の専門性（たとえば労務管理、財務処理、学生支援、語学力など）を有する職員を採用する方策を講じる。
- ◇国立大学法人の職員として専門性を高めるため、また本学独自の業務運営にとって必要な知識、事務処理能力を身につけるために研修の充実を図る。
- ◇業務の一時的補完のため、また本学の業務運営を幅広い観点から眺められるようになるため、さらには他大学の優れた点などを学習し本学の業務運営に生かせるようになるため、他大学との間で計画的に人事交流を行う。

中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

- ◇中長期的な大学運営の観点に立って人員（人件費）管理計画を検討する。
- ◇事務職員のみならず教員に関しても、人材の有効利用、優秀な人材の確保などを考慮して定年制に関わる種々の制度を検討する。
- ◇総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

- ◇大学の戦略に即した事務体制の重点化を図る。
- ◇大学の戦略に即した組織横断的な連携を持つ事務体制を作る。

事務処理の効率化・合理化

- ◇各種事務の電算化などにより効率的（簡素で迅速）な事務処理体制を確立する。
- ◇大学運営に必要な業務を精査し、事務処理内容を見直す。

複数大学による共同業務処理に関する具体的方策

- ◇事務情報化に係るシステム開発・運用及び研修等に関し、地区大学等との連携・協同処理の可能性を検討する。

業務のアウトソーシング等に関する具体的方策

- ◇費用対効果を常に念頭に置き、外部委託を検討する。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するために取るべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

科学研究費補助金、受託研究、奨学寄付金等外部資金増加に関する具体的計画及び計画の実施体制の整備

- ◇知的財産戦略室が中核となり、外部資金（競争的資金／受託研究・民間との共同研究／奨学寄付金）獲得のために、情報収集や、外部資金の助成対象と教員の専門分野とのマッチングなど、申請を支援する。
- ◇競争的資金への応募を活性化するために、間接経費の配分・使途を工夫しインセンティブを高

める。

◇外部資金による研究を活発にするために全学の共用スペースの提供や研究支援体制の整備を図る。

収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

◇本学の教育研究の特色を生かした事業計画を検討し、可能なものから実施する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

管理的経費の抑制に関する具体的方策

◇各種業務の見直しを行い、アウトソーシング等を含め経費の削減を図る。

◇光熱水料及び物件費等、管理的経費の抑制を図り、経費の削減に努める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策

◇経営協議会を中心に、本学の資産の運用状況を定期的に点検するとともに、有効活用のための具体的方策を検討する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

自己点検・評価の改善に関する具体的方策

◇全学的な点検・評価を行い、問題点の把握と改善を図るために、役員会直属の点検・評価室を設置する。

◇大学の諸活動に関する点検・評価の項目一覧表とデータ・フォーマットを作成し、これに基づく点検・評価を行う。

◇点検・評価に関わる労力の無駄を極力排し可能な限り省力化を図るために、データの収集・入力・管理体制を整備する。

評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

◇点検・評価室は、点検・評価活動の中で指摘された問題点を責任組織に文書で通知して改善を求めるとともに、その後の改善状況を点検する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策

◇大学情報の社会への積極的な提供を図るため、役員会直属の大学開放・広報室と学術情報室を設置する。

◇入試情報、シラバスをはじめとする教育的情報や教員の活動に関わる情報、学術情報などを広く公開するため、ホームページを含む多種多様な広報手段を充実させる。

◇大学データベースを構築し、本学に関するさまざまな情報を蓄積し有効に管理する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するために取るべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

施設等の整備に関する具体的方策

- ◇役員会直属の施設マネジメント室を設置し、施設設備の企画・計画・整備の推進に努める。
- ◇卓越した教育研究拠点の形成発展に向けた施設整備計画の推進に努める。
- ◇学生交流・生活支援施設の確保に努める。
- ◇本学における教育研究の地域社会への還元と留学生の地域交流のための施設整備計画の推進に努める。
- ◇高度情報基盤の充実に向けた施設整備計画の推進に努める。
- ◇緑の空間を活かし、安全で快適なキャンパス計画の推進に努める。

施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策

- ◇施設マネジメント室が施設設備の管理運営にあたる。
- ◇施設設備の利用状況の点検・評価を実施し、適切なスペース管理を行う整備システムを構築する。
- ◇施設設備の維持管理・保全計画を立て、継続的に実施する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

安全・衛生管理に関する具体的方策

- ◇学生に対する衛生管理については、「学生への支援」の項で述べた心身両面の保健支援を達成するためのアプローチがこれに相当する。
- ◇職員に対する衛生管理については、労働安全衛生法など関係法令等を踏まえた安全・衛生管理体制を整備するなかで、ヘルスプロモーションとプライマリケアを実践する。
- ◇感染症に関する知識の学内普及を図るとともに、必要時には学内伝播防止のための医学的管理を行う。
- ◇災害発生時等における危機管理体制を確立する。
- ◇海外安全情報の収集・広報体制をさらに整備するとともに、緊急時の事態に迅速に対応できる体制を整える。

学生等の安全確保等に関する具体的方策

- ◇学内及びその周辺での事故防止、防犯、防災と環境保全のための学内体制を整備するとともに地域及び関連機関との連携を強化する。

情報セキュリティの確保・維持に関する具体的方策

- ◇全学情報セキュリティポリシー実施手順に従い、情報セキュリティを確保する。
- ◇情報セキュリティの見直しを行い、情報セキュリティの監査を行う。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

9 億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡する計画

国際交流会館（西尾久団地）の土地（東京都荒川区西尾久3丁目1381番地、3,638.49m²）及び建物（鉄筋コンクリート造4階建 延床面積2,877.98m²）を譲渡する。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
府中団地 土地購入	総額 1, 078	施設整備費補助金 (1, 078百万円)
小規模改修		

(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な金額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

世界的な教育研究拠点をめざす本学にふさわしい能力を持つ教職員を採用する。採用にあたっては国籍、性別、思想信条等において差別をしない。また、柔軟な人事制度を構築し、任期制等による人事の流動化を図るとともに、年功序列型人事の弊害を除去して能力本位の昇任制度を構築する。また、教育研究のプログラムや人件費管理に配慮した中長期的な人事計画を策定する

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 25, 341百万円（退職手当は除く）

3. 中期目標期間を超える債務負担

なし

(別紙) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成16年度～平成21年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	20, 658
施設整備費補助金	1, 078
施設整備資金貸付金償還時補助金	488
自己収入	14, 645
授業料及入学金検定料収入	14, 286
雑収入	359
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	426
計	37, 295
支出	
業務費	35, 303
教育研究経費	26, 168
一般管理費	9, 135
施設整備費	1, 078
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	426
長期借入金償還金	488
計	37, 295

〔人件費の見積り〕

中期目標期間中総額25, 341百万円を支出する。（退職手当は除く）

注）人件費の見積りについては、17年度以降は16年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注）退職手当については、国立大学法人東京外国語大学職員退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置されている額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注）組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定ルール]

I [学部教育等標準運営費交付金対象事業費]

- ① 「一般管理費」：管理運営に必要な職員（役員含む）の人事費相当額及び管理運営経費の総額。L (y - 1) は直前の事業年度におけるL (y)。
- ② 「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人事費相当額及び教育研究経費の総額。D (y - 1) は直前の事業年度におけるD (y)。(D (x) は設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。)
- ③ 「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究に必要な標準法上の教職員の人事費相当額及び教育研究経費の総額。D (y - 1) は直前の事業年度におけるD (y)。(D (x) は標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。)
- ④ 「教育等施設基盤経費」：教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。F (y - 1) は直前の事業年度におけるF (y)。

[学部教育等標準運営費交付金対象収入]

- ⑤ 「入学料収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。(平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外。)
- ⑥ 「授業料収入」：当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。(平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外。)

II [特定運営費交付金対象事業費]

- ⑦ 「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人事費相当額及び教育研究経費の総額。D (y - 1) は直前の事業年度におけるD (y)。
- ⑧ 「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人事費相当額及び教育研究経費の総額。D (y - 1) は直前の事業年度におけるD (y)。
- ⑨ 「附置研究所経費」：附置研究所の研究活動に必要となる教職員の人事費相当額及び事業経費の総額。E (y - 1) は直前の事業年度におけるE (y)。
- ⑩ 「附属施設等経費」：附属施設の研究活動に必要となる教職員の人事費相当額及び事業経費の総額。E (y - 1) は直前の事業年度におけるE (y)。
- ⑪ 「特別教育研究経費」：特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。
- ⑫ 「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

[特定運営費交付金対象収入]

- ⑬ 「その他収入」：検定料収入、入学料収入(入学定員超過分)、授業料収入(収容定員超

過分)、雑収入。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

$$\boxed{\text{運営費交付金} = A(y) + C(y)}$$

1. 每事業年度の教育研究経費にかかる学部教育標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

$$(1) D(y) = \{D(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \gamma(\text{係数}) - D(x)\} \times \alpha(\text{係数}) + D(x)$$

$$(2) E(y) = E(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \alpha(\text{係数})$$

$$(3) F(y) = F(y-1) \times \alpha(\text{係数}) \pm \varepsilon(\text{施設面積調整額})$$

$$(4) G(y) = G(y)$$

$$(5) H(y) = H(y)$$

D(y) : 学部・大学院教育研究経費(②、⑦)、附属学校教育研究経費(③・⑧)を対象。

E(y) : 附置研究所経費(⑨)、附属施設等経費(⑩)を対象。

F(y) : 教育等施設基盤経費(④)を対象。

G(y) : 特別教育研究経費(⑪)を対象。

H(y) : 入学料収入(⑤)、授業料収入(⑥)、その他収入(⑬)を対象。

2. 每事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$C(y) = L(y) + M(y)$$

$$(1) L(y) = L(y-1) \times \alpha(\text{係数})$$

$$(2) M(y) = M(y)$$

L(y) : 一般管理費(①)を対象。

M(y) : 特殊要因経費(⑬)を対象。

【諸係数】

α (アルファ) : 効率化係数。 $\triangle 1\%$ とする。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。

γ (ガンマ) : 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

ε (イプシロン) : 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的

な調整額を決定。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金収入は、別紙の「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 施設整備資金貸付金償還時補助金は、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 自己収入、产学連携等研究収入及び寄付金収入等については、16年度により試算した収入予定額を計上している。

注) 产学連携等研究収入及び寄付金収入等は、版権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費、船舶建造費については、16年度により試算した支出予定額を計上している。

注) 产学連携等研究経費及び寄付金事業費等は、产学連携等研究収入及び寄付金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整は行わないものとして試算している。

2. 収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	
経常費用	35,713
業務費	35,713
教育研究経費	33,468
受託研究費等	5,941
役員人件費	324
教員人件費	647
職員人件費	20,319
一般管理費	6,237
減価償却費	2,216
臨時損失	29
	0
収入の部	
経常収益	35,713
運営費交付金	35,713
授業料収益	20,613
入学金収益	12,001
検定料収益	1,708
受託研究等収益	577
寄附金収益	324
雑益	102
資産見返運営費交付金等戻入	359
臨時利益	29
	0
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費、共同事業費及び版権及特許権等経費を含む。

注) 受託研究収益は、受託事業収益、共同研究収益、共同事業収益及び版権及特許権等収入を含む。

3. 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	3 7 , 5 7 9
業務活動による支出	3 5 , 6 8 4
投資活動による支出	1 , 1 2 3
財務活動による支出	4 8 8
次期中期目標期間への繰越金	2 8 4
資金収入	3 7 , 5 7 9
業務活動による収入	3 5 , 7 2 9
運営費交付金による収入	2 0 , 6 5 8
授業料及入学金検定料による収入	1 4 , 2 8 6
受託研究等収入	3 2 4
寄付金収入	1 0 2
その他の収入	3 5 9
投資活動による収入	1 , 5 6 6
施設費による収入	1 , 5 6 6
前期中期目標期間よりの繰越金	2 8 4

注) 施設費による収入には、施設整備資金貸付金償還時補助金を含む。

注) 前期中期目標期間よりの繰越金は、奨学寄附金に係る国からの承継見込額284百万円である。

中 期 計 画

別表(収容定員)

平成 16 年 度	外 国 語 学 部	3,040人
	地 域 文 化 研 究 科	356人
平成 17 年 度	(うち 博 士 前 期 課 程)	273人
	博 士 後 期 課 程	83人
平成 18 年 度	外 国 語 学 部	3,040人
	地 域 文 化 研 究 科	393人
平成 19 年 度	(うち 博 士 前 期 課 程)	296人
	博 士 後 期 課 程	97人
平成 20 年 度	外 国 語 学 部	3,040人
	地 域 文 化 研 究 科	406人
平成 21 年 度	(うち 博 士 前 期 課 程)	296人
	博 士 後 期 課 程	110人
平成 19 年 度	外 国 語 学 部	3,040人
	地 域 文 化 研 究 科	416人
平成 20 年 度	(うち 博 士 前 期 課 程)	296人
	博 士 後 期 課 程	120人
平成 21 年 度	外 国 語 学 部	3,040人
	地 域 文 化 研 究 科	416人
	(うち 博 士 前 期 課 程)	296人
	博 士 後 期 課 程	120人